

二谷小学校いじめ防止基本方針

令和8年2月 改訂

Ⅰ いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

（国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈）

○いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは、人と人のかかわり合いの中で、自分のよさや可能性に気づき、また、他者のよさ等にも目を向けることができます。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場所であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。

そこで本校では、いじめは、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害案件であることを念頭に置き、子どもの健全育成を図り、いじめのない学校を実現するために、具体的な取組を推進していくこととします。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

学校いじめ防止基本方針の目的を達成するために、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、全教職員の協働と、関係機関との連携を図ります。「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担います。

○委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」の構成員は、次のものとします。

校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、学級担任、事務職員、用務員

※必要に応じて、SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）・心理や福祉の専門家・弁護士・医師等の外部専門家の参加を求めます。

○委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に（月 1 回以上）開催します。また、いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。学校として、組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

○委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものとし、具体的に、次の2つの視点から具体的な取組を推進します。

(1) 未然防止

- ・校長のリーダーシップのもと、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりに努めます。
- ・創立からの長い歴史の中で培われた学校風土や、地域との関係を大切にします。
- ・どの子ども安心して楽しく過ごす居場所と、絆づくりを大切にします。
- ・児童会活動や「横浜子ども会議」を活用し、子ども自らがいじめについて考える、いじめをしない、させない、許さない学校づくりへの参画を促します。学校・地域・子どもが力を合わせて、その実現に努めます。

(2) 早期発見・早期対応

- ・いじめの相談・通報窓口となり、いじめの早期発見や事案対処のため、情報を収集し、記録と共有を行います。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有をし、事実関係の把握に努めます。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」において、情報共有を行った後は、組織的に対応方針を決定します。児童の状況に合わせて、支援、指導、継続的なケアを行います。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者や関係機関との連携の下で取り組みます。

3 学校教育活動全体と連動したいじめ防止等の取組

○ 学級での話し合い活動より(各学級で話し合った意見より、3つの柱を作成しました)

(1) 相手の気持ちを大切にし、思いやりのある行動をする

相手の気持ちを想像し、言葉や行動が相手を傷つけないように気を付けます。

話をよく聞き、いやな発言や行動をしないことを心がけ、思いやりをもった関わりを大切にします。

(2) みんなが仲よく、安心して過ごせるクラスの雰囲気をつくる

友達のよいところを見つけ、認め合い、プラスの言葉をかけ合います。

みんなで仲よく遊び、互いのよさを生かしながら、温かく安心できるクラスの雰囲気を協力して育てます。

(3) 一人一人の違いを尊重し、互いを大切にする言葉を使う

考え方や感じ方の違いを認め合い、相手を尊重する言葉づかいを心がけます。

「ありがとう」など感謝の気持ちを伝え、クラス全員が気持ちよく過ごせるよう、ルールを守りながら行動します。

○ 児童会活動より

横浜子ども会議(ブロック・区)のテーマ「いじめをしない自分であるために ～つながる、広げる、いじめ未然防止の輪～」を踏まえ、児童会運営委員会を中心に全校に向けて発信しました。

皆さんは、「いじめ」とは何か知っていますか? 「いじめ」とは相手の心や体を傷つけることなど、相手に対して思いやりのない行動をとることをいいます。

もし、自分がいいと思ってやっていたことも、相手にとっては嫌だと思ってしまうかもしれません。それは「いじめ」になってしまうのです。だから皆さんは「いじめ」についてしっかりと理解して相手のことを思いやって行動しましょう。

4 基本的な対応方針

○いじめの未然防止

いじめは、どの学校、どのクラス、どの子どもにも起こりうるものであり、特定の子どもの問題ではないという共通理解のもと、取り組んでいきます。いじめは絶対に許されないことであり、重大な人権侵害です。いじめられている子どもを必ず守り通すため、いじめをしている子どもには、毅然とした態度で向き合います。二谷小学校では、学校教育目標「みとめ合い 学び合い 高め合う子」の実現に向け、子ども主体の、分かりやすく楽しい授業の充実に取り組みます。基礎学力の充実を図り、自信をもてる子どもの育成に努めます。特別支援教育や人権に関する研修会を計画的に行い、教職員の資質向上を図ります。体験活動や縦割り活動といったクラスや学年の枠を超えた活動を工夫し、思いやりの心、子ども同士の絆づくりを大切にしていきます。学校生活全体を通して、友達とのかかわりを大切に、豊かなかかわりをもたせるようにします。また、日々、落ち着いて生活できるように「みんなの約束（教職員は、「二谷スタンダード」）」をしっかりと守るよう努めます。人権週間や人権に関わる話を聞く活動、道徳の学習を通して自分を振り返る時間を確保します。児童会活動の中で、「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高める取組が自主的に行えるよう支援します。

○いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きににくく判断しにくい形で行われることを念頭に置き、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめやその兆候を隠したり、軽視したりすることなく、教職員全員でいじめを積極的に認知していくという意識をもって取り組むよう努めます。

そのために、管理職、児童支援専任教諭を核として、養護教諭、各担任等がいじめに対しての感度を高め、日常的に点検し、積極的に気付けるようにします。また、学校生活アンケートやいじめ早期発見のための生活アンケート（5月実施）、いじめ解決のためのアンケート（12月実施）、個人面談の中でも、いじめに対する情報収集を行います。児童に関する情報は、教職員で共有し、対応については、「学校いじめ防止対策委員会」で検討します。担任は、児童理解に努めると共に、児童や保護者との良好な関係づくりに努め、相談しやすい環境をつくります。また、児童支援専任教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等との教育相談を充実させます。

インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。また、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び、保護者への啓発に努めます。

○いじめに対する措置

得られた情報から、いじめの疑いがあった段階で、教職員は「学校いじめ対策防止委員会」への報告・相談を行い、情報を共有して組織的に対応します。被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行い、記録も行います。

児童指導が難しいと予想される場合、また、加害・被害の状況上、配慮が必要となる場合や犯罪性が予想される場合は、警察や関連機関への相談・支援要請等を行います。

○いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保し

ます。「学校いじめ防止対策委員会」において、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童への支援を継続します。解消状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守ります。

○教職員等の研修

児童理解研修やいじめの未然防止や対応に向けた研修、特別支援教育研修、人権研修等、年間計画をもとに校内での研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態は「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）「当該学校に在籍する児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」（同項附帯決議）とされています。

○発生の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校はいじめ対応に対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回の点検を行い、必要に応じて組織や取組の見直しを行います。

年間計画	未然防止のために	早期発見のために	対処・処置のために	意識を高めるために
4月はじめ 意識を高め、 年間の見通し をもつ	いじめ防止基本方針の確認 年間計画の作成(学校いじめ防止対策委員会・児童指導・人権) 児童の実態把握 児童会活動・児童支援等の申し送り事項確認 二谷スタンダード等による指導方針の共有 学習関係での取組の確認 SC(スクールカウンセラー)の紹介 特別支援体制の確認			
4月	学校いじめ防止対策委員会 (毎月実施) 児童の実態把握 ○学級開きでの取り組み ・担任と子どもの信頼関係を築いていく	朝の健康観察・ 学級活動 情報交換 保健室との連携	組織的な対応 「学校いじめ防止 対策委員会」 ・事実確認 ・情報収集 ・児童指導 ・児童ケア ・継続的見守り	・横浜子ども会議取組 計画の作成 ・児童会活動年間計画 の作成 ・児童人権委員会活動 計画作成 ・二谷なかよし活動計 画の作成 ・道徳年間計画の確認
5月	○授業改善 ・分かる楽しさ ・認め合いから自己有用 感をもつような授業づく り ・重点研究 ・教科担任制 ・特別支援教室	いじめ早期発見のための 生活アンケート (記名式)	重大な事態と判 断されたときは 教育委員会・関 連機関への相談	・児童理解研修 ・学校運営協議会
6月	○規律ある落ち着いた生 活 ・教職員のスタンダードの 徹底 ・あいさつ ・健康チェック ・朝読書 ・スキルタイム	プライベートゾーン 授業(全学年) 児童面談 Y-P アセスメント (1回目)	教育相談	・特別支援教育研修 ・学校家庭地域連絡協 議会
7月		子ども会議 (小中ブロック)		・横浜子ども会議 ・児童理解研修
8月		子ども会議(神奈川区) SOS の出し方		・危機管理研修 ・道徳研修
9月		個人面談		
10月	○豊かなかわり ・宿泊体験学習や地域と の活動の充実 ・ペア学年活動の充実 ・体力向上タイム ・集会活動	Y-P アセスメント (2回目)		・児童理解研修 ・学校運営協議会
11月		児童面談		・人権研修 ・人権月間の取り組み
12月		個人面談 いじめ解決のためのアンケート (無記名式)		・指導理解研修
1月				・学校運営協議会
2月				・学校評価 ・学校家庭地域連絡協 議会
3月	振り返り・次年度に向けて	個人面談(個別支援級)		・学校運営協議会 ・引継ぎ

連 携

SC・SSW(スクールソーシャルワーカー)・警察・療育センター・学校家庭地域連携事業・区役所・児童相談
 所・栗田谷中学校・関係幼稚園保育園・PTA・地域・学童・放課後キッズクラブ